



## 商工会員巡回健康診断のご案内 6月5日(金) 商工会館於

午前 8:00～11:20 にて実施予定



商工会員及び従業員、並びに家族を対象とした、巡回車による健康診断を実施します。

※新規に申込みを希望される場合は、商工会までお問合せください。 ☎572-2135

## ”労働保険” 年度更新に係るお知らせ



商工会へ事務委託されている会員の方は、6月10日頃までに年度更新の関係書類をご持参願います。

《お問合せ 労働保険担当(水上)》

労働保険の年度更新とは？

前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付をすることです。

年度更新の手続きは？

毎年6月1日から7月10日までの間に行う必要があります。

労働保険料の算定方法は？

4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に、保険料率を乗じて得た額となります。

(算定対象期間)

平成26年度確定保険料・・・平成26年4月1日から平成27年3月31日まで  
平成27年度概算保険料・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 平成27年度通常総会のご報告



5月15日(金)に商工会館で開催され、51名(委任状含め112名)の会員の方にご出席いただきました。

事業計画として、会員向けの意向調査、補助金の活用、相談業務等の「巡回訪問」強化をはじめ、中心市街地及び地域経済の活性化に向けた

\*研修・調査研究事業を計画いたします。

\*繁盛店づくり、ビジョンづくり等の研修事業、『空き店舗対策に関する研究・試験的的事业』等  
また、定款変更、\*任期満了に伴う役員選任などの議案が提案され、承認されました。(理事の定数が18名から15名に変更されました)

### 新任役員

副会長 稲守篤也  
理 事 北 康弘 (商業部会)  
理 事 川嶋敬一郎 (商業部会)  
理 事 谷定英則 (工業部会)  
理 事 鳴海隆司 (工業部会)  
理 事 土屋雅大 (青年部)

### 退任役員 (ありがとうございました)

新津雅弘  
田村雅史、富山紀之、林義章 (商業部会)  
渡辺純夫、太田憲孝、小川仁 (工業部会)  
吉木建司 (青年部)

\*敬称略

# プレミアム商品券

平成27年7月4日（土）発売決定

第6次池田町プレミアム商品券の発売が決定されました。この事業は、地域消費喚起・生活支援の取り組みとして、池田町の協力を得て、商工会商業部会、農協等を中心として『プレミアム商品券発行実行委員会』を組織し、実施されます。

\*商工事業者の振興と「町内消費循環」を促進するため、**本年度は年間2回のプレミアム券発行**を計画しております。会員皆さまの積極的な活用とPR等、ご理解とご協力をお願いいたします。

★ポイント1 プレミアム商品券発行時に『**会員事業者の方が作成する宣伝チラシ**』を配布しております。この機会に、**新しい商品・メニュー等のPR**をしてみたいはいかがですか！

★ポイント2 本年度よりプレミアム商品券発行事業につきまして、国・道等の交付金を活用しております。消費喚起について、プレミアム券を活用される「**お客様向けの利用実態に関するアンケート**」を実施いたしますので、事業者皆様のご理解と協力をお願いいたします。（詳細は別途ご案内）

## 第6次プレミアム商品券の実施概要

1. 発行日 平成27年7月4日（土）
2. 発行金額 4,000万円
3. プレミアム率 20%
4. 販売対象 池田町民
5. 購入限度額 一人あたり **100,000円**（1セット10,000円×最大10セットまでです）  
\*最少販売単位は10,000円です
6. 有効期限 平成27年8月31日（月）  
\*有効期限内に利用されない場合、無効となりますのでご注意願います！

★ポイント3 今回、購入限度額を**100,000円**に設定しております。一般消費利用に加え、大きなお買い物にご利用いただく等、消費喚起に繋がりたいと思っております。  
\*取扱事業者様においては、一般消費者の方への購入優先についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 花壇整備「花植え」を 6月5日（金）に実施します。



今年の「花植え」はマリーゴールド、サルビアを予定しております。事前準備（雑草取り）及び当日のご協力について宜しくお願いいたします。

## 商工会月刊ダイアリー

6月

- 5日 商工会巡回健康診断  
花壇整備事業（花植え）

## 税務職員募集

第1次試験 9月6日

【基礎能力、適性試験及び作文試験】

税務職員は、人事院が実施する税務職員試験の最終合格者の中から採用されます。

●問合せ

札幌国税局人事第2課採用担当

☎011-231-5011(内線 2315)

又は最寄りの税務署(総務課)へお尋ね下さい。